

瑞穂町人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

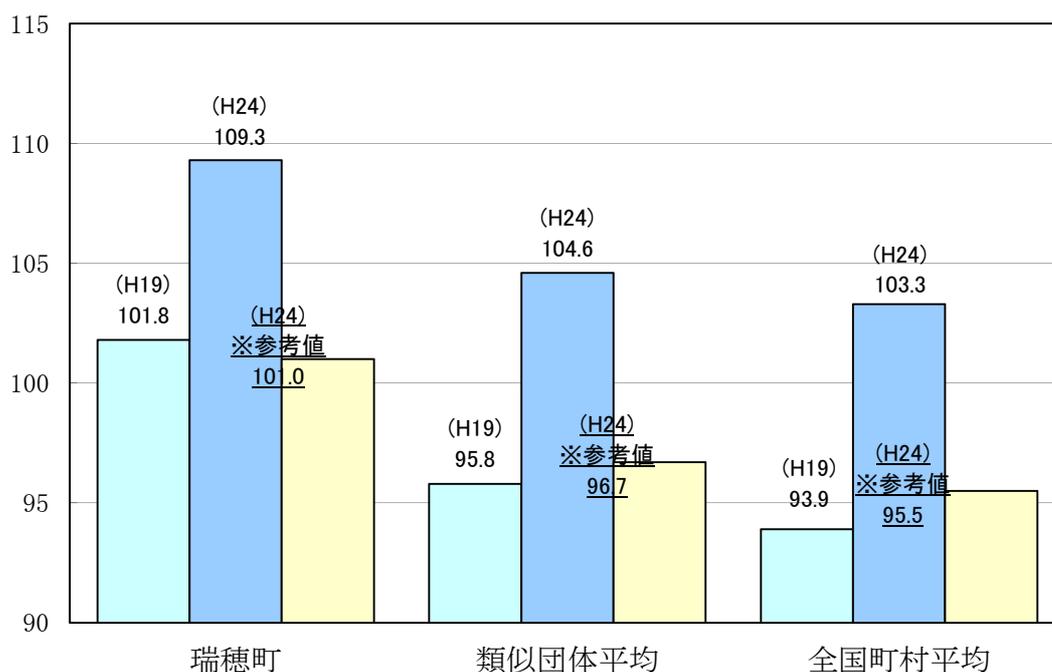
区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 33,814	千円 12,926,814	千円 499,284	千円 2,029,450	% 15.7	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 198	千円 823,594	千円 181,612	千円 291,668	千円 1,296,874	千円 6,549

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	138,300	201,600	225,400	259,200	288,500	480,000
最高号給の給料月額	309,200	367,300	411,200	427,100	462,400	502,000

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	40.8 歳	327,182 円	398,146 円
東京都	41.9 歳	329,002 円	458,619 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	54.6 歳	2 人	348,650 円	404,257 円
うち用務員	54.6 歳	2 人	348,650 円	404,257 円
東京都	47.4 歳	1,619 人	302,576 円	406,213 円

③ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	50.8 歳	460,200 円	732,218 円
東京都	41.2 歳	350,213 円	445,556 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		瑞穂町	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200 円	181,200 円	総合職 172,557(181,200) 円 一般職 163,987(172,200) 円
	高校卒	142,700 円	142,700 円	133,418(140,100) 円

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

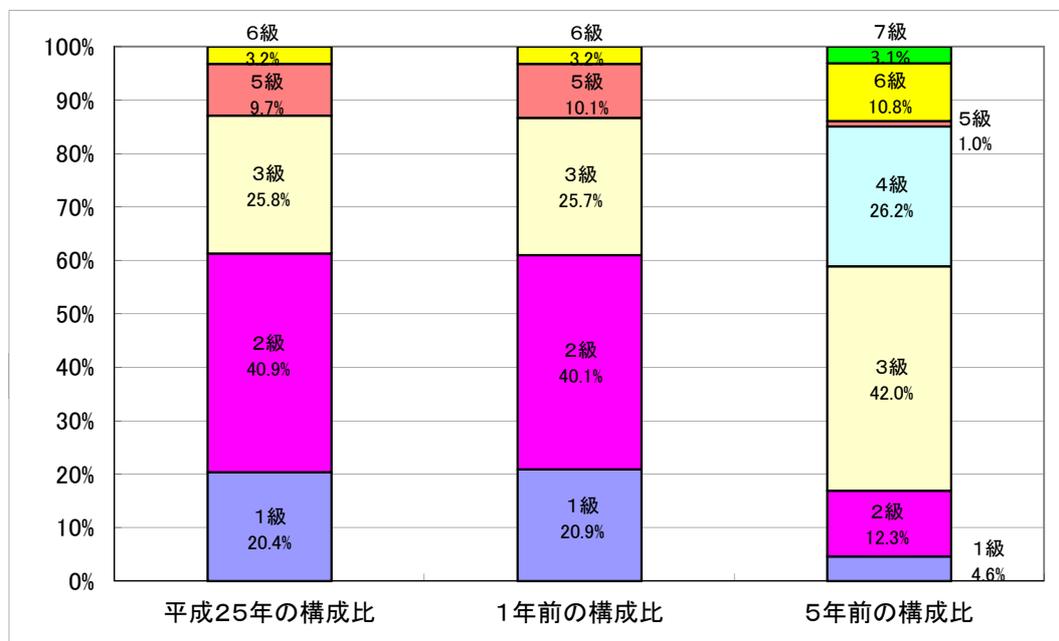
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,360 円	— 円	357,800 円
	高校卒	— 円	— 円	308,300 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	38人	20.4%
2級	主任	76人	40.9%
3級	係長・主査	48人	25.8%
4級	課長補佐	0人	0.0%
5級	課長・主幹	18人	9.7%
6級	部長	6人	3.2%

- (注) 1 瑞穂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成21年4月1日に7級制から6級制に変更（旧給料表の1級及び2級を廃止し、新たな級を設置）しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づく勤務成績の評価を、平成19年4月から目標による管理の手法を用いた人事考課制度を導入し、全職員に対して評価を実施しています。
 昇給への勤務成績の反映は、全職員に対し、人事考課の評価結果に基づき昇給区分(3号昇給～6号昇給)を決定しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瑞穂町	東京都	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,483 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,617 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事考課による評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定しています。平成24年度の勤勉手当において、成績率は平成23年度評価結果をもとに最上位1442/1000、上位1392/1000、標準1330/1000、下位1310/1000に決定しました。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

(支給率)	瑞穂町		東京都		国	
	普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職
勤続20年	23.50 (24.00) 月分	23.50 (30.16) 月分	23.50 (23.75) 月分	23.50 (28.50) 月分	20.445 (23.03) 月分	25.55625 (28.7875) 月分
勤続25年	31.50 (32.16) 月分	31.50 (39.50) 月分	31.5 (31.83) 月分	31.50 (37.50) 月分	29.145 (32.83) 月分	34.5825 (38.955) 月分
勤続35年	45.00 (48.16) 月分	45.00 (54.46) 月分	45.00 (46.58) 月分	45.00 (52.00) 月分	41.325 (46.55) 月分	49.59 (55.86) 月分
最高限度額	45.00 (54.46) 月分	45.00 (54.46) 月分	45.00 (46.66) 月分	45.00 (52.00) 月分	49.59 (55.86) 月分	49.59 (55.86) 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%		定年前早期退職特例措置2~20%		定年前早期退職特例措置2~20%	
1人当たり平均支給額	8,352,444 円	28,022,237 円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 (支給率)について、()内は、経過措置期間中(平成25年度)の支給率です。

(3) 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	93,506 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	438 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10.5 %	215 人	0 %

(注) 支給対象者には、町長、副町長、教育長を含みます。

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	32 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	1,783 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	8.5 %	
手当の種類(手当数)	8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	患家消毒及び家畜伝染病防疫作業に従事した職員	1回 500円
行旅病取扱手当	行旅病人取扱作業に従事した職員	1件 1,000円
	行旅病死体処理に従事した職員	1件 1,500円
滞納処理及び処分手当	町税等の滞納整理に従事した職員	日額 200円
	町税等の差押え処分に従事した職員	日額 700円
危険手当	危険物薬品をもって農作物害虫防除の指導及び作業に従事した職員	日額 300円
環境整備手当	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく測定及び立入検査等に従事した職員	日額 200円
特定危険現場作業手当	現場において特殊自動車運転に従事した職員	日額 200円
	交通を遮断することなく道路の維持・補修等に従事した職員	日額 300円
	高さ10m以上の足場の不安定な場所において検査等の業務に従事した職員	日額 300円
	公共下水道管内作業等に従事した職員	日額 300円
災害出動手当	勤務時間外に火災、風水害等に出動した職員	1件 300円
犬猫等処理手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	1件 300円

(5) 超過勤務手当

支給実績（24年度決算）	38,581 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	208 千円
支給実績（23年度決算）	37,322 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	203 千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者	13,500 円	異なる	13,000 円	22,883 千円	217,937 円
	配偶者がいない場合の第1子	13,500 円		11,000 円		
	その他の扶養親族	各 6,000 円		各 6,500 円		
	16～22歳の子への加算	各 4,000 円		各 5,000 円		
住居手当	自己住宅所有	支給なし	異なる	支給なし	11,173 千円	85,293 円
	賃貸住宅(注)	15,000 円		限度額27,000円		
通勤手当	交通機関利用者	定期券相当額 (6月分一括支給)	異なる	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限55,000円	6,955 千円	51,907 円
	交通用具使用者	通勤距離に 応じて1か月ごと に支給 2,700円 ～7,400円		通勤距離に 応じて1か月ごと に支給 2,000円 ～24,500円		

(注) 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等であり、当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給します。

6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分			給 料	月	額	等
給 料	町 長		763,000 円			
	副 町 長		666,000 円			
	教 育 長		637,000 円			
報 酬	議 長		420,000 円			
	副 議 長		360,000 円			
	議 員		340,000 円			
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)	3.85	月分		
	副 町 長 教 育 長	(24年度支給割合)	3.25	月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	給料月額×勤続年数×400/100	(1期の手当額)	12,208,000 円	(支給時期)
	副 町 長		給料月額×勤続年数×300/100		7,992,000 円	任期ごと
	教 育 長		給料月額×勤続年数×250/100		6,370,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額です。

7 職員数の状況

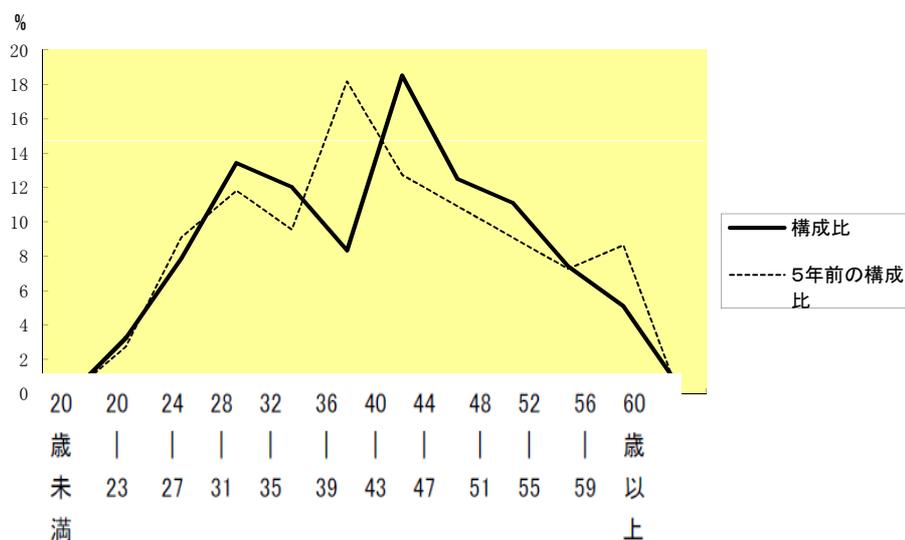
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数			主な増減理由	
		平成24年	平成25年	増員数	減員数	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	0	0	休職者の総務付けを復職に伴い解除したことによる減 子ども家庭支援センター欠員補充による増
		総務企画	62	60	0	△ 2	△ 2	
		税務	18	18	0	0	0	
		民生	27	28	1	0	1	
		衛生	19	19	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	0	0	
		商工	3	3	0	0	0	
		土木	25	25	0	0	0	
	計	162	161	1	△ 2	△ 1		
	教育部門	37	37	0	0	0		
小計	199	198	1	△ 2	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.32人)		
公営企業等会計部門	下水道	5	5	0	0	0		
	その他	12	12	0	0	0		
	小計	17	17	0	0	0		
合計	216 [248]	215 [248]	1	△ 2	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.58人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	17	26	31	19	30	39	23	18	9	0	215

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		163	158	159	160	162	161	△ 2 (△1.2%)
教育		35	37	36	37	37	37	2 (5.7%)
普通会計		198	195	195	197	199	198	0 (-)
公営企業等会計		23	23	23	17	17	17	△ 6 (△26.1%)
総合計		221	218	218	214	216	215	△ 6 (△2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(4)採用職員と退職職員 平成24年度

採用者数	9人
退職者数	7人

8 職員の勤務時間その他勤務条件の状況 平成24年度

(1)一般職員の勤務時間の状況(標準例)及び年次有給休暇取得日数

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務開始時間	勤務終了時間	年次有給休暇取得状況(1人当たり年間)
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	平均取得日数 11.5日 取得 29.1%

(2)育児休業の取得状況 平成24年度

取得者数			平成24年度新規取得者		平成23年度からの継続取得者	
男	女	計	男	女	男	女
0人	6人	6人	0人	1人	0人	5人

(3)介護休暇の取得状況 平成24年度

取得者数		
男	女	計
0人	0人	0人

9 職員の分限及び懲戒処分状況 平成24年度

分限処分者					懲戒処分者				
免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
0人	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。
 2 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

10 職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法ではサービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、地方公務員法には以下のサービス上の義務が定められています。
 「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」

11 職員の研修と勤務成績の状況 平成24年度

(1)研修実施等の状況

独自研修		派遣研修	
14件	694人	69件	154人

(2)人事考課制度及び能力・実績主義に基づく給与制度の導入

勤務評定は、職員の日常の勤務状況を通じて、その実績、能力や態度などを客観的に評価し、給料や昇進、配置、能力開発など、人事管理に反映させるものです。町では平成19年4月から、目標管理による人事考課制度を導入するとともに能力・実績主義による給与体系に移行しました。人材育成の観点から人事考課を適切に行うとともに、その結果を職員の給与等の処遇に反映させています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況 平成24年度

(1)公平委員会に対する職員の苦情等の状況

勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

(2)公務災害の発生状況

認定件数	うち公務災害	うち通勤災害
	1件	0件

(3)福利厚生事業

地方公務員法に基づき職員の福利厚生事業を行うため、職員互助会を組織しています。職員互助会では、職員の親睦や健康等のための事業を行っており、職員が毎月支払う会費と町交付金で運営しています。
 平成24年度については、町交付金310万円、職員会費434万円、公費負担率41.6%です。

(4)健康診断の実施状況

種類	時期	受診者数
定期健康診断	10月	197人
人間ドック	随時	52人